

告 示

埼玉県告示第千四十一号

測量計画機関である埼玉県朝霞県土整備事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和四年十月七日

埼玉県知事 大野元裕

一 測量計画機関

埼玉県朝霞県土整備事務所

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量、四級基準点測量、三級水準測量）

三 作業地域

和光市新倉地内

四 作業期間

令和四年七月二十九日から令和四年十二月二十三日まで